

各区市町村
介護保険・高齢者福祉主管部長 殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部長
村田 由佳
(公印省略)

緊急事態宣言を踏まえた介護サービス事業所・施設の対応について（通知）

日頃から、東京都の高齢者施策の推進に御協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、この度、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が東京都他
6府県に対し発せられました。

これを受けまして、都内の介護サービス事業所・施設に対しましては、事業の継続に関して、
下記のとおり、事業者宛に通知しましたのでお知らせいたします。

なお、区市町村におかれましては、管内の地域密着型サービスの事業者（地域密着型特別養
護老人ホームは除く。）及び居宅介護支援事業者に対し、本件の周知をお願いいたします。

今後も、高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症対策につきまして、引き続き、ご
協力を賜りたく、よろしくをお願いいたします。

記

<別添資料>

(東京都の通知文書)

緊急事態宣言を踏まえた介護サービス事業所・施設の対応について
(令和2年4月9日付、2福保高介第69号、2福保高施第97号)

<参考資料>

(国の通知文書)

新型コロナウイルス感染症対策に関する新型インフルエンザ等緊急事態宣言等について
※本件については、別紙1及び別紙2並びにP24の(別添)緊急事態宣言時における事業
の継続が求められる事業者の2「支援が必要な方々の保護の継続」を参照願います。

(担当)

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課
介護保険担当 課長代理 松本
電話 03-5320-4590